



衆議院憲法調査会ニュース

H14. 4. 12 Vol. 26

— 第 154 回 国会 —

発行：衆議院憲法調査会事務局

4月11日に開会された小委員会

基本的人権の保障に関する調査小委員会（第3回）

参考人：阪本昌成君（広島大学法学部長）

質疑者

石破 茂君（自民）	小林 憲司君（民主）
太田 昭宏君（公明）	武山百合子君（自由）
春名 真章君（共産）	原 陽子君（社民）
井上 喜一君（保守）	土屋 品子君（自民）
大出 彰君（民主）	平井 卓也君（自民）

質疑終了後、自由討議

阪本昌成参考人からの意見陳述の概要

はじめに。

- ・ アダム・スミス、ハイエク等の流れを汲む古典的自由主義に立脚する立場から意見を述べたい。
- ・ 憲法は、国家を名宛人とするものであり、市民に対する行為規範ではない。

1. Human Right の意義

(1) 公権であり、裁判所によってエンフォースされるとは限らない。

- ・ Human Right は、公権であり、裁判所によって執行されるとは限らないところに私権との違いがある。
- ・ また、権利(right)である以上、「正しき論拠をもった利益(interest)」の主張(正義の主張)であることが求められる。

(2) 「国家／市民社会」「公的領域／私的領域」の区別が近代立憲主義を支えてきた。

- ・ 近代立憲主義においては、公的領域を支配する公法と私的領域を支配する私法が厳格に区別された。20世紀以降、社会国家思想を背景に、公法と私法の峻別を疑問視する主張もなされているが、両者を峻別し、私人間の問題は私法において処理すべきである。
- ・ 公的領域における「自由権」（国家に対する不作為請求権又は妨害排除請求権：国家からの自由）の保障が、Human Right の中核であり、参政権のような「国家への自由」、社会権のような「国家による自由」は本来の Human Right ではない。

2. 日本国憲法第3章の「基本的人権」の種類

- (1) ドイツ的「社会的法治国家」思想の影響を受けて、「社会権」が憲法典に組み込まれた。
- ・ ドイツの学説の影響を受けて、我が国では、基本的

人権を、自由権／受益権／参政権／社会権の4類型に分類する学説が通説化した。自由権と社会権は本来両立するものではないことに表されているように、これらの分類に合理性はない。これらの分類では、そこから漏れる人権が多く存するほか、「新しい人権」の位置付けが曖昧となっている。

(2) 第3章は、基本権の典型例を列挙(例示)しているにとどまり、それ以外の基本的法益をも保障しようとしている。

- ・ 列挙外の基本的法益は、まず、「無名権」として保障され、社会的・経済的变化を受けて、個別名称をもつ「新しい人権」になると解され、その条文上の論拠の多くは、憲法13条の「幸福追求権」に求められている。

3. 憲法13条の「幸福追求権」の理解のしかた

- ・ 通説・判例は、幸福追求権として保障される法益は、人格的生存にとって必要不可欠なものに限られるとする「人格的利益総体保障説」に立つが、人権は、人間が人格的であるがゆえに保障されるわけではなく、個々の場面において行動選択する自由を人々が包括的に持つべきとする「一般的行為自由説」が妥当である。

4. 「新しい人権」

- ・ 「新しい人権」として(ア)プライバシー権、(イ)肖像権、(ウ)自己決定権(人格的自律権)、(エ)「氏名権」又は「氏名保持権」、(オ)環境権、(カ)知る権利等が挙げられているが、いずれも(a)私法上の法的処理又は(b)法律の制定により国側の責務規定を設けることで対処が可能であり、あえて「基本的人権」とする必要性は低い。

5. 「新しい人権」の憲法典への組み入れ(明文化)の際の留意点

- ・ 私的自治又は市場における自発的取引に委ねうる論点について、国家が介入し、あえて憲法的解決を図るとすれば、「人権のインフレ化」、「統治の過剰」、「社会の国家化」を招く。
- ・ 私権又は私法上の法処理が可能である場合には、あえて「基本的人権だ」と論ずる必要性は低い。私法上の法処理ができないときには、法律を制定することによって解決することを、第一順位に考えればよい。
- ・ 「新しい人権」を憲法で保障するに当たっては、(ア)その権利が高優先性を持つこと、(イ)その外延と内包が明確であること、(ウ)相手方の憲法上の自由を不当に制限しないこと、(エ)相手方が特定可能であること、(オ)相手方の責務の範囲が明確であることが必要である。
- ・ 例えば、「環境権」は、国家の責務として規定する

4月22日、沖縄県名護市において第4回の地方公聴会が開催されます。

1

にとどめるべきであり、「環境権」のように、内容が不明確なものを「権利」とするのは慎重でなければならない。

阪本昌成参考人に対する質疑の概要

石 破 茂君（自民）

- ・ 国家の自衛権はそれを担保する機関がなく、また、集団的自衛権は、政府解釈によると、保有しているが行使できないとされているように、国家の自衛権の概念が明確でないように思う。そもそも、国家の自衛権とはどういうものと考えべきか。
- ・ 日本国憲法は、権利章典、フランス人権宣言、アメリカ憲法の影響を受けているが、これらの背景にある、「人権は、人間が人間であるがゆえに有するものである」という考え（自然法思想）は適切なのか。

小 林 憲 司君（民主）

- ・ 参考人は、教育の分野にも競争原理を導入するため、教育サービスを購入するクーポン券を国民に支給して、生徒が自分の希望する学校を選択できる制度（バウチャー制度）を実現すべきと主張しているが、教育制度はどうあるべきか。
- ・ 現在の国際社会は、大国主導のグローバル・スタンダードの下に動いているが、このような状況下では、我が国の憲法がグローバル・スタンダードの影響を受け、そこに我が国の歴史や文化等が反映されなくなるおそれがあるのではないか。

太 田 昭 宏君（公明）

- ・ 参考人は、いわゆる「新しい人権」を憲法上の権利として認めるには慎重でなければならないという立場だが、そうすると、現在、「新しい人権」として確立すべきものはあるのか。
- ・ 日本国憲法は、ヨーロッパの近代と日本の伝統を接ぎ木したような不整合な側面を持っていると理解している。人権の淵源を自然権に求めない参考人の立場は、日本国憲法の考えとは合致しないように思えるが、そのような点も日本国憲法の欠陥の一例と考えるべきか。
- ・ 環境は人と人との間を結ぶものであり、環境と人間の一体感の醸成が重要であると考え。参考人は環境について「環境権」として規定すべきではないとの主張だが、憲法の前文に環境の大切さを表現することは必要ではないか。

武 山 百 合 子君（自由）

- ・ 本来、「平等」とは、「機会の平等」を意味するものであるのに、国民は「結果の平等」まで意味するものと誤解している。このような事態はなぜ生じたのか。
- ・ 近時、公立の学校の卒業式で、音楽の教師が自己の人権を主張して、国歌の伴奏を拒否した事件があったが、人権と国家、市民社会との関係という観点から、これをどう評価するか。
- ・ 「知る権利」の重要性がよく言われるが、「国民の知る権利」のみではなく、「国家の知らせる責務」も必要と考えるが、いかがか。

春 名 真 章君（共産）

- ・ 先進 7 カ国の憲法と比較して、日本の憲法上の人権規定はどのような特徴を持っていると考えるか。

- ・ 従前は一般的な宣言規定とされていた 13 条が、1960 年代以降、具体的な権利を保障する規定として認められるに至った背景について、参考人はどう認識しているのか。
- ・ 国民の運動を通じて憲法 13 条、25 条の規定の趣旨が環境権として具体化されてきたと考えるが、国民のこのような運動について、学界ではどのように評価されているのか。
- ・ 憲法と法律の齟齬の一例として、一昨年 8 月から施行されている通信傍受法は、憲法 21 条、35 条等の規定と齟齬が生じていると考えるが、学界ではどのような議論がなされているのか。

原 陽 子君（社民）

- ・ 国民の権利は個々の法律で具体的に規定されるべきであり、例えば「環境権」を憲法に規定しても、法律で具体化されなければ意味がないと考えるが、参考人はどのように考えるか。
- ・ 昨今の情報公開においては、プライバシーに関する情報も開示されているようだが、プライバシー権の内容はその時々状況によって変わり得るものであると考える。参考人は、現代において保障されるべきプライバシー権の内容をどう考えるか。
- ・ 夫婦別姓制度の導入に反対する見解があるが、私は、憲法上の人権には姓の選択権も含まれると考える。また、導入を認めないことは多様な社会の形成を阻害すると考える。参考人は、夫婦別姓制度の導入について、どう考えるか。

井 上 喜 一君（保守）

- ・ 参考人が古典的自由主義の立場をとるのは、人生哲学からなのか、それとも学問的見地からなのか。
- ・ 昨今、個人情報保護法案が検討され、国家とマスコミの関係が問題となっているが、国家がマスコミを規制する場合、どの程度まで許されると考えるのか。
- ・ 憲法第 3 章を改正する場合、どのように改正するのが望ましいと考えるか。

土 屋 品 子君（自民）

- ・ 小中学校における不登校や引きこもりが社会問題になっている。法改正によって義務教育課程におけるフリースクール制度を認めるべきと考えるが、参考人はどのように考えるか。
- ・ 憲法に規定のない権利等について、第一義的には私法上の処理に委ねるべきであるとする参考人の立場においては、判例の積重ねによって規範が確立されていくことになり、司法権が立法権を行使してしまうことになりはしないのか。

大 出 彰君（民主）

- ・ 参考人は、現在は「新しい人権」として憲法で保障すべきものはないと主張するが、将来においても「新しい人権」として認めるべき権利が出現しないと考えるのか。
- ・ 「エホバの証人輸血拒否訴訟」のような、患者の自己決定権と医師の義務・使命が対立するような事態が生じた際の人権上の問題について、参考人はどう考えるか。
- ・ 自己決定権の一種として、「自殺の自由」も認められるのか。
- ・ 自己に関する間違った情報を訂正させるといった

権利の行使は、法律に具体的な規定がなくても可能と考えるが、いかがか。

平井卓也君（自民）

- ・現在は「規範なき社会」であり、社会の様々な規範意識の回復には憲法に義務規定を設けることが必要だとする主張もあるが、参考人は憲法に義務規定を設けることについてどう考えるか。
- ・企業やマスコミといった「疑似権力」からの人権保障に関して、憲法の人権に関する規定は有効に機能していると考えるか。
- ・諸外国の憲法のうち、比較的新しいものには、「環境権」や「環境に関する規定」が設けられていることが多いが、参考人はこのことについてどう考えるか。
- ・同時テロ事件後のアフガニスタンにおけるアメリカの軍事行動のように、「正義」という観念が国家の行動規範となることがあり、使い方によっては万能の規範となることも考えられる。「正義」が行動規範となることについてどう考えるか。

質疑終了後の自由討議の概要（発言順）

葉梨信行君（自民）

- ・昨今、夫婦別姓制度の導入についての議論が活発になされているが、夫婦が同じ姓を名乗ることは、我が国の長い歴史の中で培われてきた伝統的な制度であり、家族という一つの社会単位の基盤であるため、今後も守っていくべきであると考え。また、別姓制度の導入は社会の乱れにも繋がると考える。夫婦別姓制度について他の委員の意見を伺いたい。

→土屋品子君（自民）

- ・結婚によって旧姓を名乗れないことにより、国内外で不利益を被ることもある。また、夫婦別姓制度の導入によって利益を受ける人はごく少数かもしれないが、そのような一部の人たちのためだけに導入すべきであると考え。

→原陽子君（社民）

- ・夫婦が同姓であるべきとも別姓であるべきとも考えず、どちらでもよいと考える。重要なのは、姓を選択できるということである。時代の流れと共に家族というものの考え方も変わってきている。家庭の崩壊のおそれから、夫婦別姓制度に反対する人もいるが、第三者が家庭の崩壊について口を出すのはおかしい。

葉梨信行君（自民）

- ・夫婦別姓制度の導入は、我が国の社会の混乱に拍車をかけるのではと危惧している。若い世代が中心となる 21 世紀の日本を考えていく上でも、人間の生活の基本は家族である以上、このことが社会の崩壊に繋がらないか心配である。

原陽子君（社民）

- ・若い世代には夫婦別姓制度導入を許容する姿勢が強い。年配者にも若い世代がどのような考え方をしているかを知ってほしい。

武山百合子君（自由）

- ・夫婦の姓に関して、きちんと決定されなかった場合に困るのは子どもである。諸外国の例も参考に、原理原則だけは明確に定める必要がある。

中山太郎会長

- ・生まれてくる子どもは姓についての決定権がないのであり、夫婦の姓に関する制度については子どもの立場から考える必要がある。制度によっては親と子の姓が異なる事態もあり得る。子どもによる姓の選択の権利等についても検討する必要がある。

今野東君（民主）

- ・夫婦別姓制度の導入により親子の姓が異なることが問題であると考えらるなら、子どもに姓の選択権を与えればよい。また、別姓を希望するものが少数であることを理由として制度の導入を否定するのは間違いであり、少数者の意見を大事にすることは国会の責務である。

春名真章君（共産）

- ・夫婦別姓制度導入は、民主主義の成熟と発展から導き出されるものである。
- ・憲法を活かす国民の努力によって「新しい人権」が認められてきた。現行憲法は、条文上明記されていない人権も 13 条の幸福追求権によって保障する趣旨であるため、これらの明文化の必要はなく、今後は「新しい人権」を活かしていく努力こそが必要である。

政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会（第 3 回）

参考人：大石真君（京都大学教授）

質疑者

奥野 誠亮君（自民）	松沢 成文君（民主）
斉藤 鉄夫君（公明）	藤島 正之君（自由）
山口 富男君（共産）	金子 哲夫君（社民）
井上 喜一君（保守）	中山 正暉君（自民）
伴野 豊君（民主）	伊藤 達也君（自民）

質疑終了後、自由討議

大石真参考人からの意見陳述の概要

はじめに。

- ・選挙法は、国政上重要な機関である立法機関の組織等について規定するものであり、実質的な意味における憲法である。
 - ・両院制の趣旨からみた両院組織法（議員選挙法）に関する憲法論を中心として意見を述べたい。
1. 基本的な考え方
 - ・一院制では多様な有権者の意思を集約できるかは疑問であり、両院制を維持するのが妥当である。
 - ・両院がそれぞれ独自の機能を果たすことにより両院制をより意義あるものとするため、両院組織法をできるだけ異なった原理に基づくものにする必要がある。
 2. 日本国憲法と両院制の在り方
 - ・日本国憲法は、衆議院の優越を認める「一院制型両院制」を採用している。
 - ・選挙制度については、両議院の任期、衆議院の全部入替制及び参議院の半数改選制のみが憲法上規

定され、その他の事項は法律で規定するという「選挙制度法定主義」がとられている。

- ・両議院の選挙制度の在り方は、原則的に国会の裁量により決定できるが、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映される仕組みを考えることが必要である。また、選挙制度を考えるに当たっては、立法によっても変更できない憲法原理と法律で規定することができる事項を区別することが必要である。
3. 両院組織法をめぐる問題
- ・現行公職選挙法は類似した両院組織法を定めているが、類似した両院組織法は両院制の趣旨を損なうと考える。
 - ・衆議院組織法については、直接選挙制・平等選挙制は憲法上の原理である。
 - ・参議院組織法については、衆議院のダイナミズムを緩和するという参議院に期待される役割を選挙制度にどう反映させるかが重要である。
 - ・参議院議員選挙については、間接選挙制も可能だとする説や、直接選挙制を前提としつつ、平等選挙制は要求されないとする説に賛成である。
4. 参議院の役割について（憲法改正を要する事項）
- ・衆議院の法律案の再議決の要件を緩和するとともに、衆議院のみが内閣総理大臣の指名権を持つものとする。なお、国会の会期制度とこれに関連した会期不継続の原則を見直し、「立法期」（議会期）制度を採用すべきである。
5. 18歳選挙権、合同審査会について
- ・18歳の者は、既に職業に就き、納税の義務を果たしている者も多いことから、選挙権を与えるべきである。
 - ・両院制の問題など両院にまたがる問題については、衆議院と参議院の憲法調査会の合同審査会で議論すべきである。

大石眞参考人に対する質疑の概要

奥野誠亮君（自民）

- ・両院制を意味あるものとするためには、各院の構成等に違いを持たせることが必要であり、そのためには、各院の選挙制度をどのようなものにするかが重要であるとする。参議院議員選挙を間接選挙により行うこととした場合に、適切な者が選出されるための有効な方法があるか。
- ・衆議院議員選挙において重複立候補が認められることにより、小選挙区で落選した者が比例区で当選する場合がある。選挙制度は国民の納得のいくものでなければ信頼を損なうことになるかと考えるが、いかがか。

松沢成文君（民主）

- ・我が国において、英米のように二院制を積極的に意義付ける歴史的な背景はあったのか。
- ・憲法上に、一票の格差が二倍を超えてはならないと明記すべきかと考えるが、この点について、参考人の見解を伺いたい。
- ・選挙制度に関する議員間の議論は党利党略に陥りやすい。公的な第三者機関で決定した案を国会で承認することにより、公正な制度の実現が可能に

なるのではないか。

斉藤鉄夫君（公明）

- ・参考人は、我が国憲法は「選挙制度法定主義」をとっているが、立法によっても変更できない憲法原理を区別する必要があるとする。立法府の裁量で決められる範囲と憲法原理との境界はどこにあると考えるか。
- ・選挙が「民意の反映」と「民意の集約」の二つの役割を持つという観点から、現在の両院の選挙制度について、参考人はどのように評価するか。
- ・参議院議員選挙の選挙区定数は、その数がまちまちで、制度としての原理・原則が見出しにくいと考えるが、この点について、参考人の見解を伺いたい。
- ・衆議院の選挙制度について、公明党は、定数削減と一票の格差是正のため定数3人の選挙区を150区設ける中選挙区制を提案しているが、この提案について、参考人はどのように評価するか。

藤島正之君（自由）

- ・現在の変化が激しい時代においては、参議院に衆議院と同様の権能を持たせて二重に審査を行うよりは、参議院に、衆議院の「ダイナミズム」を緩和する役割を担わせるよう、両院の機能に格段の差をつけるべきかと考えるが、この点について、参考人はどのように考えるか。
- ・政党政治の在り方に関する参考人の見解を伺いたい。

山口富男君（共産）

- ・普通選挙、平等選挙、秘密選挙は、厳密に明文上規定されている憲法原理と考えるが、この点について、参考人の見解を伺いたい。
- ・衆議院議員選挙の一票の格差が2.5倍を超えている事実について、憲法原理から見た場合、参考人はどのように考えるか。
- ・参考人は、20歳未満であっても納税を行っていることから、選挙権を18歳から認めるべきと主張するが、憲法上の要請からも、18歳から選挙権を認めるべきであるかと考えるか。

金子哲夫君（社民）

- ・いわゆる衆参同日選挙は、現在、衆議院と参議院で類似の選挙制度が採用されていることから、衆参でほぼ同じ選挙結果となり、二院制の趣旨が損なわれるなどの憲法上の問題があるかと考えるが、参考人の見解はいかがか。
- ・今国会の有事法制の議論のように、選挙時の公約として掲げられず争点とならなかった事項が、その後、国政上の重要な政策として議論の俎上に乗せられることは、民意の反映という点から見て問題だと考えるが、参考人の見解はいかがか。

井上喜一君（保守）

- ・私は、参考人と異なり、二院制の有用性に対して懐疑的である。二院制の長所を観念的には理解できるが、日本及び欧米での運用において、二院制の特性が活かされた例は現実にはどれほどあるのか。
- ・現在の衆議院選挙において小選挙区比例代表並立制が取り入れられているが、政党内部の選出過程で敗れた者が勝者の支持に回らないことがあるなど、各政党の選りすぐりの候補者同士が有権者の

審判を受けるといふ小選挙区制の本来の趣旨を活かした運用がなされる素地が、日本にはまだないと考えられる。そのような日本に適合的な選挙制度は、どのようなものであると考えるか。

中山正暉君（自民）

- 私は、自民党選挙制度調査会長を務めているが、島嶼（とうしょ）部が多く太平洋ベルト地帯に人口の大半が集中していることなど日本の地理的事情も含めた様々な要素を考慮しつつ、中選挙区制への回帰等も含め、理想的な選挙制度を模索している途上である。参考人に妙案があれば、ぜひ伺いたい。

伴野豊君（民主）

- 二院制の長所として、同一の事項につき再度審議がなされることによりチェックが期待できるという「再現性」が確保される利点があると思われるが、参考人はこの点につきどのように考えるか。
- 参議院議員の選挙制度のあるべき姿とはどのようなものか。
- 首相公選制に対する参考人の意見を伺いたい。
- 政治や選挙制度に関わる問題として、メディアの報道の在り方及び技術革新に合わせた選挙制度をいかに構築していくかについて、参考人はどのように考えるか。
- 参考人は、いわゆる「18歳選挙権」を実現すべきであるとの見解であるが、被選挙権については、どのように考えるか。

伊藤達也君（自民）

- 今後の憲法の在り方を考える上で、主権者たる国民の自己実現及び自己統治の観点から首相公選制は有用であると考え、議院内閣制の下での首相公選制導入の可能性、導入した場合の二院制への影響について、参考人の見解を伺いたい。
- 政党政治も進歩していかなければならないのは当然であると考え、現在の政党政治に対する評価及び政党の理想像について、参考人の見解を伺いたい。

質疑終了後の自由討議の概要（発言順）

藤島正之君（自由）

- 昨年の参議院議員選挙制度改革は、自民党の党利党略によるものと考え、中山会長のご意見を伺いたい。

→中山太郎会長

- 政党政治である以上、選挙制度は、どうしてもその時の多数派にとって有利な仕組みになるのではないか。制度改革の結果として民意が反映されているかどうかについては、時間をかけて検証する必要があると思う。

→藤島正之君（自由）

- 制度改革自体の結果は、歴史が評価するものであると思うが、先の改革について、国民は納得していないのではないか。

山口富男君（共産）

- まずなされるべきは、我が国の両院制を現憲法の規定に沿った形で改革することである。

- 諸外国に比べても、我が国の国会議員は、少ない。このような違いを踏まえつつ、制度の検討を進めていくべきであると考え。

金子哲夫君（社民）

- 選挙制度以前の問題として、投票率が低いことについて検証がなされるべきである。
- 国政上の重要な争点必ずしも選挙の際の争点となっていないことは、民意の反映という点から問題である。

中野寛成会長代理

- 選挙制度には、完璧なものはないと考える。
- 「選挙成年」を18歳とすることについては、早急に対応すべきである。また、被選挙権年齢が、衆議院議員・地方議会議員（25歳）と参議院議員・地方自治体の首長（30歳）との間で5歳の差があることに意味はなく、25歳に統一すべきである。
- 選挙制度については、制度疲労を起こすことを避けるため、10～20年程度の周期で全面的に見直すべきである。ただし、その際に両院の選挙制度を違える必要はある。

島聡君（民主）

- 選挙によって国民の意思を表現できるような両院制を目指すべきと考える。
- 96条で、憲法改正案の発議のためには、両院ともに総議員の3分の2以上の賛成を要することとなっているが、両院に対等の条件を課す必要はないのではないか。また、憲法改正に必要な国民投票に関する法律が制定されていないのは、「立法不作為」と考える。

斉藤鉄夫君（公明）

- 大石参考人の意見陳述及び質疑応答を通じて、現憲法は、選挙制度について限定的に規定しているとの認識を得た。個人的には、選挙制度の具体的な内容についても、憲法に規定する必要があると考える。
- 我が国の国会議員の数は、人口比に照らして考えると、諸外国と比べ決して多いわけではないという認識も得られた。

中山太郎会長

- 参議院議員の選挙制度について、かつての全国区というのは、全国を選挙区とすることで、候補者にとっては大変であった反面、全国の隅々に至るまでの民意に接することができ、それによって日本全体を見るという意識を持つことができたという意味もあったと認識している。

ドイツ連邦議会法務委員会一行が衆議院憲法調査会を訪問

去る5日、我が国における憲法論議の現状等に関する調査のため、4月3日から9日までの日程で来日したドイツ連邦議会法務委員会一行（ルーベルト・ショルツ委員長外6名）が、衆議院憲法調査会の委員と懇談しました。

《日本側出席者》

中山太郎会長（自民） 中野寛成会長代理（民主）
 葉梨信行幹事（自民） 保岡興治幹事（自民）
 中川昭一幹事（自民） 赤松正雄幹事（公明）
 藤島正之委員（自由） 春名真章委員（共産）
 金子哲夫委員（社民） 井上喜一委員（保守）

【ルーベルト・ショルツ委員長】現在の憲法をめぐる論議の状況及び今後の見通しは、どのようなものか。

【中山会長】憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的な調査を行うために設置されており、おおむね5年を目途として論議を行っている。また、憲法論議は、基本的人権の尊重、民主主義、再び軍事大国とはならないことの三原則を踏まえて行うべきであると考えている。

【ドイツ側】基本的人権の尊重の問題に関する憲法論議の状況及び改正の見通しは、どのようなものか。

【中山会長】憲法制定時には想定されていなかった「新しい人権」（情報・プライバシー、生命倫理、外国人の人権等）が問題となっているが、現在は、それらも含め、幅広く調査を行っている段階である。

【ドイツ側】9条について、「再び軍事大国とはならない」ということや国際協力の関係で、何らかの改正を考えているのか。

【中山会長】9条については、さまざまな考え方があり、その改正は、今後の議論を待たなければならない。

【ドイツ側】自衛隊については、活動の拡大を検討しているのか。また、国際協力は、民生の分野のみで行っていくのか、それとも軍事的協力も考えているのか。

【葉梨幹事】自衛隊は合憲であると考えているが、9条については、解釈上を明確にした上で、国際協力についても考えていきたい。

【赤松幹事】我が国では、9条の枠組みの中で、かつ、日米安保条約を踏まえ、武力の行使を伴わない後方支援等の国際協力が行われていると理解している。なお、公明党では、9条について改正する必要はないとの意見が主流であり、今後とも9条の枠組みの中で国際協力を行っていけばよいと考えている。

【ドイツ側】我が国では、現在、男性のみに兵役を課すことが憲法上適切かという議論がなされている。

【中野会長代理】貴国においては、連邦憲法裁判所が、NATO 域外へのドイツ連邦軍の派兵について、連邦議会の同意を要するとしつつも、基本法上、派兵は可能であると判断したと聞いているが、憲法裁判所の役割とは、どのようなものか。

【ドイツ側】我が国では、連邦憲法裁判所の有権解釈によって具体的に適用される憲法が作られる面がある。なお、基本法は、相互的集団安全保障への加入や国際機関への主権移譲についての規定を有し、また、前文においてヨーロッパの一員として世界の平和に奉仕することを掲げていること等によって、国際的にオープンな規定となっていることから、多くの利益を得てきている。

【ドイツ側】貴国の男女共同参画に関して、司法の分野では、男性優位の状況があるのではないか。

【保岡幹事】法曹分野においても、女性の進出はか

なり進んできていると認識している。

第4回地方公聴会（沖縄県名護市）

4月22日に開催予定の沖縄地方公聴会への、意見陳述の申出及び傍聴の申込みにつきましては、4月8日（月）正午をもって締め切らせていただきました。

多数の御応募ありがとうございました。

- ・日 時：H14.4.22（月） 午後1時～
- ・場 所：沖縄県名護市 万国津梁館
- ・派遣委員：中山会長外9名
- ・意見陳述者：6名（沖縄県在住の方から一般公募）
- ・一般傍聴

各会派割当の傍聴券をお持ちの方及び事務局宛に傍聴を申し込まれた方

当日は、必ず傍聴券をご持参下さい。なお、本人確認のため、身分証の提示を求めるともあります。

今後の開会予定

原則として以下の日程等によることが予定されておりますが、諸般の事情により変更される可能性があります。

日付	開会時刻	調査会等
H14 4.22 (月)	午後 1:00	地方公聴会（沖縄県名護市）
4.25 (木)		自由討議

意見窓口「憲法のひろば」

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：1632件（4/11現在）
- ・媒体別内訳

葉書	1062	封書	263
FAX	173	E-mail	134

- ・分野別内訳

前文	31	天皇	72
戦争放棄	1118	権利・義務	48
国会	30	内閣	30
司法	7	財政	10
地方自治	9	改正規定	11
最高法規	7	その他	1063

※複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。